

主な内容

- 2面 会長あいさつ
原点に立ち返る時
- 3面 当面の問題シリーズ
- 5面 規約ひな形の改正を討議
- 6面 国会議員が税務支援を視察

東京税政連

発行所 東京税理士政治連盟

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-11-1

東京税理士協同組合会館3F

電話 03(3356)4479

【URL】http://www.t-zeisei.jp/

編集発行人 広報委員長 小林英理子



消費税・軽減税率でアンケート

本連盟では、政策委員会を中心に、消費税率の10%引き上げに伴い導入される軽減税率制度について、広く税理士の顧問先を対象にアンケートを実施する予定である。

税理士顧問先対象に実施

税制改正要望の参考に

平成28年11月18日の参議院本会議において、平成31年10月1日に消費税率の税率が10%に引き上げられることが決定したが、これに伴い軽減税率制度も同日より実施されることとなった。加えて、適格請求書等保存

方式いわゆるインボイス制度の導入が平成35年10月1日より実施される。本連盟では、今年度の運動方針に「消費税率の軽減税率制度の実施とインボイス制度の導入に反対すること」を盛り込んでいる。消費税率引き上げに伴う低所得者への配慮については、複数税率制ではなく単一税率を維持したうえで給付措置にすべきと従来より訴えている。

本連盟は、税理士の主な顧問先である中小事業者が、軽減税率制度についてどの程度理解しているのか、アンケートにより実態の把握に努め、「平成31年度税制改正に関する要望」を対外向けに働きかける際の参考資料として活用する計画である。

なお、アンケートの実施期間は、本年5月から7月までの間とし、実施方法は、各単位税政連を通じて税理士の顧問先に回答してもらうことを予定している。

合同セミナーを開催

本連盟は東京税理士会と共催で2月2日、合同セミナー(基調講演及びパネルディスカッション)を東京税理士会館で開催した。写真。

第一部は、自由民主党政策調査会長の岸田文雄衆議院議員を講師に迎え、「税制改正大綱について」をテーマに基調講演が行われた。

岸田議員から平成30年度税制改正大綱は、今の政権が目指すデフレ脱却と経済再生に貢献するものであり、さらに生産性を高めなければならぬという問題意識のもとに作られたものであるとの説明があった。続く第二部では、「平成30年度税制改正大綱を読む



講演する岸田文雄衆議院議員

東京税理士会が税制改正意見書を承認

東京税理士会は、3月19日開催の理事会において、「平成31年度税制及び税務行政の改正に関する意見書」を承認した。この中で、以下の6項目が重要な改正要望事項として挙げられている。

なお、本連盟も現在、政策委員会において「平成31年度税制改正に関する要望」を作成中であるが、新たに個人所得税における申告期限延長に関する要望を盛り込むことについて鋭意検討中である。

重要な改正要望事項

- ① 消費税の軽減税率制度の導入に反対する。
- ② 適格請求書等保存方式の導入に反対する。
- ③ 基礎的な人的控除について税額控除方式又はゼロ税率方式に改めるとともに、控除額の水準を見直すこと。
- ④ 役員給与の損金不算入規定を見直すこと。
- ⑤ 償却資産に係る固定資産税の申告期限、賦課期日、資産の区分を見直すこと。
- ⑥ 法人番号の指定を受けることとなる者の範囲に、個人事業主を加えること。

「税政連サポート募金」にご協力をお願いします

本連盟は、国民のための税理士制度及び租税制度を確立するために必要な政治活動を行っています。

税政連へのご協力をお願いいたします。

Support 2018

1口 5,000円

税政連 サポート募金ご協力をお願いします。

「税政連サポート募金」は政治資金規正法の関係上、個人の税理士の方を対象としております。法人にお勤めの方がお振込をされる場合は個人名をご記入下さいますようお願い申し上げます。また、個人の方についても日本国籍を有する方に限らせていただきます。(規正法第21条、第22条の5)

※募金用の郵便振込用紙を挟み込んでおります。

つた。神田神保町の老舗天ぷら店が3月31日に閉店した。天ぷら「いもや」と言えは我々業界人も受験時代に少なからずお世話になった店である。創業は昭和34年で、学生に安くて美味しい天ぷらを食せたいという故宮田三朗氏が始めた。往時は神田神保町交差点を挟んだ界隈に何店舗もあったが、今回宮田さんの妻静江さんが、経営する直営店である「天井いもや」と「こんかついもや」の閉店を決めた。閉店を知らずに2月に立ち寄って久しぶりに天丼を食べたのが図らずも最後の「天井いもや」となってしまう。平成30年度税制改正では事業承継税制が大きく改正された。10年間の期間限定ではあるが対象株式の上限撤廃や親族外を含む複数の株主から代表者である後継者への継承も対象とするなど、各種要件の緩和を含む抜本的な拡充が行われている。中小企業経営者の年齢分布のピークが60台半ばとなり急速な高齢化と後継者不足にこの改正が活かされるのか注目している。税負担の大小だけではない問題があるのではないかと。税理士試験の受験者減少と先代の事業を継承する若者の減少は、中小企業の伴走者である税理士の将来像も脅かす問題であることを皆で考える時期に来ているのではないだろうか。

季節刊

税理士の社会的使命実現 原点に立ち返る時

会長あいさつ

税政連は誰のためにあるのか。
東京税理士政治連盟の規

論説

今回は税理士による国会議員等後援会の責任について考えたと思う。「税理士による国会議員等後援会」はその支援する議員を以て組織され、地域に密着した国会議員等との関係を築き、選挙応援から始まり、国会議員等と密着した交流が各地域において日々おこなわれている。東税政の事業目的の達成のため国会議員等後援会組織は、今ではなくてはならないものである。

税理士後援会の責任

「私の妻がこの問題に関わっていたら、私は政治家を辞めますよ。」この言葉の正当性を証明するためにこの一年国費をいかに浪費してきたか、

ある(ように)を隠蔽するところから腐敗が始まる。小泉進次郎議員は「権力者は長く続くと腐敗するものだ。」とテレビのインタビューに答えていた。

等後援会の会長・幹事長はその国会議員が政治家として不適格と認識したとき、はっきりと行動できるだろうか。このような場合に、後援会の会長・幹事長が議員に対し、後援会の解散

を告げることが出来るのか？ 東税政が定める「税理士による国会議員等後援会」に関する規則では、(3) 被後援者が社会的糾弾を浴び、後援会として継続が困難と判断したとき解散する処置を講じなければならないと定められている。

このような事が起こるめよう願っただけである。日本税政連から預かる「後援会旗」はただの旗ではない。税理士としての見識とプライドの象徴なのだから。

協賛事項は、(1) 組織(財政を含む)について、(2) 公演活動について、であり、協議会開催に先立

る。

「私の妻がこの問題に関わっていたら、私は政治家を辞めますよ。」この言葉の正当性を証明するためにこの一年国費をいかに浪費してきたか、

ある(ように)を隠蔽するところから腐敗が始まる。小泉進次郎議員は「権力者は長く続くと腐敗するものだ。」とテレビのインタビューに答えていた。

等後援会の会長・幹事長はその国会議員が政治家として不適格と認識したとき、はっきりと行動できるだろうか。このような場合に、後援会の会長・幹事長が議員に対し、後援会の解散

を告げることが出来るのか？ 東税政が定める「税理士による国会議員等後援会」に関する規則では、(3) 被後援者が社会的糾弾を浴び、後援会として継続が困難と判断したとき解散する処置を講じなければならないと定められている。

このような事が起こるめよう願っただけである。日本税政連から預かる「後援会旗」はただの旗ではない。税理士としての見識とプライドの象徴なのだから。

協賛事項は、(1) 組織(財政を含む)について、(2) 公演活動について、であり、協議会開催に先立

この基本的理念に基づき、税理士制度を発展させるため、さらなる税理士法の改正、租税法の改正を目指す。まさにこれが税理士の社会的使命であります。税政連は、税務に精通した専門家の知識を租税法に公正に反映させる、国民・納税者のためである団体であるという原点に立ち返らなければならない。

昭和55年4月1日参議院

本連盟では、昨年度より取り組んでいる「税理士関係団体との協議会を通じて、所属する税理士の入会勧奨」を進めるため、関係諸団体との懇談会を実施している。

昨年同様、今年度もTKC東京5政経研究会(1月24日)、東京青年税理士連盟(2月7日)、及び税理士校友会(4月9日)との懇談会を開催した。

懇談会では、平成30年度税制改正に関する要項や、その中で要望が実現した事業継続要件の大幅緩和についてなど、本連盟の活動報告がなされ、活発な意見交換も合わせて行われた。

東日本六税政連役員連絡協議会に参加
東日本六税政連役員連絡協議会が2月1日、パレスホテル大宮にて開催された写真。
通算32回目となる今回は、関東信越税理士政治連盟が幹事税政連として開催され、本連盟からは渡邊会長をはじめ副会長、幹事長など関係役員が参加した。



TKC東京5政経研究会



東京青年税理士連盟



税理士校友会

組織拡大へ懇談会開催

関係諸団体と 活動報告、意見交換

ち、各連盟に対し実施されたアンケート結果をもとに進められた。

2018年5月号
【所得税】

事務所と関与先を守る安心の補償「税理士職業賠償責任保険」

こんな時に税賠保険

保険金支払い事例

事故事例 2016 年度版／事例 12 より抜粋

「住宅借入金等特別控除」の方が「認定住宅新築等特別税額控除」より有利だったので、こちらを適用選択したつもりが、会計ソフト入力の際に、誤って不利な方を選択入力してしまった。その結果、有利不利の差額税額につき損害賠償請求を受けた。

税賠保険へのご加入をおすすめします

SJNK17-00425 (2017年4月11日)

この案内は概要を説明したものです。保険の内容はパンフレット・ホームページをご覧ください。引受保険会社または取扱代理店にお問い合わせください。

引受保険会社

東日本幹事 損保ジャパン日本興亜株式会社
電話 03-3349-5402

西日本幹事 東京海上日動火災保険株式会社
電話 03-3515-4153

取扱代理店

株式会社日税連保険サービス

ホームページ [ぜいばいほけん](#) 検索

東京都品川区大崎1-11-8-5階 電話 0120-320-912

個人所得課税の見直し

給与所得控除、基礎控除など検討

「当面の問題」シリーズ 124

1 はじめに

「所得税法等の一部を改正する法律案」が平成30年3月28日に成立し、平成30年3月31日に公布された。施行日は平成30年4月1日(特段の定めがあるものを除く)である。

働き方の多様化等を踏まえ、個人所得課税の見直しを行うとともに、デフレ脱却と経済再生に向け、賃上げ・生産性向上のための税制上の措置を講じ、さらに中小企業の代わりを促進する事業承継税制の拡充等を行う改正がされた。あわせて、国際課税制度の見直し、税務手続の電子化の推進やたばこ税の見直し等を行う改正がされた。

2 給与所得控除

所得控除という名称で控除が認められたのは、大正2年に創設された、給与所得控除の前身ともいえる勤労所得控除である。勤労所得控除は、資産より生ずる所得と勤労より生ずる所得との租税の負担力の均衡を図るという趣旨で創設された控除である。

1949年のシャープ勤告では、勤労控除の根拠として、(1)個人の勤労年数に対する一種の減価償却をあらわす、(2)勤労による努力及び余暇の犠牲に対する報酬、(3)勤労に伴う経費の概算的控除、(4)その他の所得に比べて相対的により正確な税法の適用を受けるための相殺の作用の4点を挙げている。

1953年の税制改正において、勤労控除は給与所得控除と改称された。給与所得控除は、大層訴訟裁判によって意義があり

そこで今回は、改正項目の中から給与所得控除、公的年金等控除及び基礎控除について検討してみる。

方注目された。サラリーマンの多くが抱えている所得税の不公平の問題、特に給与所得控除、業種間の所得捕捉率の格差及び租税特別措置の諸問題について法廷で議論された。

給与所得控除の性格は、(1)勤務に伴う必要経費の概算控除、(2)資産所得と比べた租税力の低さへの調整、(3)他の所得より正確に捕捉されやすいことへの調整、(4)申告納税より早期納税することへの調整の4点を根拠としていたが、時代背景に沿って変化し、現在は勤務に伴う経費の概算控除として明確化されてきている。

今回の改正で、給与所得控除額を一律10万円引き下げるとともに、控除の上限額を195万円とし、その適用対象となる給与収入金額を850万円にそれぞれ引き下げた。

公的年金等に係る所得は昭和62年分までは給与所得として扱われていたが、年金所得に給与所得控除を適用することは必ずしも合理的でないこと等の理由から、昭和62年9月の税制改正において、公的年金等に対する従来の課税を抜本的に見直すこととし、公的年金等の所得区分を給与所得から公的年金等に係る雑所得に変更したうえで、公的年金に適用される控除として老年者年金特別控除及び給与所得控除に代えて公的年金等特別控除(最低保障額140万円)を創設し、あわせて老年者控除を2倍に引き上げる(50万円)改正が行われた。

このように給与所得から雑所得への所得区分の変更を含む公的年金課税方式の整備合理化は、税制調査会の「税制の抜本的見直し」についての答申で述べられている以下のような考えから行われたものである。

(1)給与所得控除は、勤務関係を前提とし勤務に伴う経費を概算的に控除することともに給与所得と他の所得との負担の調整を図る趣旨から設けられたものであるが、必ずしもこのような事情が認められない公的年金について、給与所得控除を適用することは合理的ではない。

今回の改正で、公的年金等控除額について、10万円の引下げを行うとともに、公的年金等の収入金額が1000万円を超える場合には、195・5万円の上限額を設けるなどの措置が講じられた。また、給与収入と公的年金等収入の双方がある者については、給与所得控除と公的年金等控除の一方の控除額を10万円引き下げることとされた。

昭和15年、分類所得税と総合所得税の創設に伴い、分類所得税を課せられる事業所得と勤労所得の少額所得者の負担を緩和することを目的として、基礎控除が創設された。今日の基礎控除の理論としては、最低生活費に相当する部分を課税の対象外に置こうという趣旨が通説になっているようであるが、当時においては税負担の緩和ということに主眼が置かれていたようである。

今回の改正で、基礎控除額を一律10万円引き上げるとともに、合計所得金額が2400万円を超える個人についてはその合計所得金額に充てて控除額が通減し、合計所得金額が2500万円を超える個人については基礎控除の適用はできないこととされた。

「所得控除制度のあり方について、最低生活費部分を不課税とする制度の趣旨や生活保護基準との関係からみれば、その額はなお低水準であり、大幅に引き上げるべきである」

「所得控除制度のあり方について、最低生活費部分を不課税とする制度の趣旨や生活保護基準との関係からみれば、その額はなお低水準であり、大幅に引き上げるべきである」

「所得控除制度のあり方について、最低生活費部分を不課税とする制度の趣旨や生活保護基準との関係からみれば、その額はなお低水準であり、大幅に引き上げるべきである」

「所得控除制度のあり方について、最低生活費部分を不課税とする制度の趣旨や生活保護基準との関係からみれば、その額はなお低水準であり、大幅に引き上げるべきである」

「所得控除制度のあり方について、最低生活費部分を不課税とする制度の趣旨や生活保護基準との関係からみれば、その額はなお低水準であり、大幅に引き上げるべきである」

「所得控除制度のあり方について、最低生活費部分を不課税とする制度の趣旨や生活保護基準との関係からみれば、その額はなお低水準であり、大幅に引き上げるべきである」

「所得控除制度のあり方について、最低生活費部分を不課税とする制度の趣旨や生活保護基準との関係からみれば、その額はなお低水準であり、大幅に引き上げるべきである」

「所得控除制度のあり方について、最低生活費部分を不課税とする制度の趣旨や生活保護基準との関係からみれば、その額はなお低水準であり、大幅に引き上げるべきである」

「所得控除制度のあり方について、最低生活費部分を不課税とする制度の趣旨や生活保護基準との関係からみれば、その額はなお低水準であり、大幅に引き上げるべきである」

「所得控除制度のあり方について、最低生活費部分を不課税とする制度の趣旨や生活保護基準との関係からみれば、その額はなお低水準であり、大幅に引き上げるべきである」

「所得控除制度のあり方について、最低生活費部分を不課税とする制度の趣旨や生活保護基準との関係からみれば、その額はなお低水準であり、大幅に引き上げるべきである」

「所得控除制度のあり方について、最低生活費部分を不課税とする制度の趣旨や生活保護基準との関係からみれば、その額はなお低水準であり、大幅に引き上げるべきである」

「所得控除制度のあり方について、最低生活費部分を不課税とする制度の趣旨や生活保護基準との関係からみれば、その額はなお低水準であり、大幅に引き上げるべきである」

ずっと安心するために、マイナンバーも電子申告も 達人シリーズ!

東京税理士会推薦だからできるこの価格
税務6本セットに電子申告の達人をプラスして

電子申告セット

月額 12,800円(税抜)



法人税の達人、減価償却の達人、消費税の達人、内訳帳の達人、所得税の達人、年調・法定調書の達人、電子申告の達人

(ソフト保守料・電話サポート込み)

※別途組合費・出資金のご負担をお願いいたします。



東京税理士会データ通信協同組合

Tel: 03-3341-0260

URL: http://tokyo.zenkoku-data.net

E-mail: eigyou@tokyodata.or.jp

自民党・公明党との朝食懇談会

本連盟は平成29年11月24日に自民党と、同年11月29日に公明党とそれぞれ朝食懇談会を開催した。

各党の参加者は次のとおり(詳細な内容は、前号に掲載)。

◆自由民主党

【衆議院】

山田美樹(1区・比)、辻清人(2区)、石原宏高(3区)、平将明(4区)、若宮健嗣(5区)、越智隆雄(6区・比)、石原伸晃(8区)、菅原一秀(9区)、下村博文(11区)、鴨下一郎(13区)、松島みどり(14区)、秋元司(15区)、大西英男(16区)、平沢勝栄(17区)、松本洋平(19区)、木原誠二(20区)、小田原潔(21区・比)、伊藤達也(22区)、小倉将信(23区)、秋生田光一(24区)、井上信治(25区)、高木啓(東)

京比例

【参議院】

中川雅治(東京)、丸川珠代(東京)、武見敏三(東京)、朝日健太郎(東京)、片山さつき(全国)、山田宏(全国)

◆公明党

消費税の複数税率導入反対を要望

立憲民主党との昼食懇談会開催

本連盟は1月23日、衆議院第一議員会館において「平成30年度税制改正に関する要望をテーマとして、立憲民主党との昼食懇談会を開催した。

本連盟の渡邊会長、立憲民主党代表代行の長妻昭臣の挨拶に続き、本連盟の菅原政策委員長より「平成30年度税制改正に関する要望書(概要)」から、消費税

【衆議院】

太田昭宏(12区)、高木美智代(東京比例)、高木陽介(東京比例)

【参議院】

山口那津男(東京)、竹谷とし子(東京)

【都議会】

東村邦浩(八王子市)(敬称略・順不同。本人出席川ゴシック)

の複数税率制度とインボイス方式導入の反対をはじめとする5つの重要要望事項及び個別要望事項の内容についての説明を行った。特にこの中で、非上場株式会社に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の要件緩和については、この度の税制改正大綱に盛り込まれ、本連盟の要望が実現の運びとなったことが報告された。

【衆議院】海江田万里(1区)、手塚仁雄(5区・比)、落合貴之(6区)、長妻昭(7区)、初鹿明博(16区・比)、菅直人(18区)、末松義規(19区・比)、山花郁夫(22区・比)

【参議院】川田龍平(全国)(敬称略・順不同。本人出席川ゴシック)

続く意見交換では、本連盟より①今回の税制改正大綱に関する総論を伺いたい、②中小企業における景気は、引き続き芳しくないの、利益増加に繋がる施策を講じられたい、③長期的な視野に立ち税制改正に当たられたい、④労働者に対する意識調査アンケートを実施されたい等の意見があった。

当日は本連盟役員をはじめ、単位税政連並びに税理士後援会会長など多数の出席があった。

なお、出席した議員は次のとおり。

東京税理士政治連盟 委員一覧

委員会	各委員会の委員									
政 策	新木 昭治（神 田）	高橋美津子（日本橋）	田中 直司（京 橋）	恵良健太郎（麻 布）	和田浩司郎（小石川）	岸田 道久（雪 谷）	小暮 浩樹（玉 川）			
	浅生 潔（渋谷）	横田 貴広（板 橋）	宮島 康雄（練馬西）	朝居 稔（王 子）	河村 昌彦（足 立）	津森 俊也（本 所）	座間 英明（葛 飾）			
	今野 邦弘（立 川）									
財 務	中澤 哲（麴 町）	小林 良樹（神 田）	諏訪 俊行（芝 区）	清水 淳志（上 野）	高橋 邦夫（浅 草）	武藤眞理子（世田谷）	清水もと子（新 宿）			
	若原 秀光（杉 並）	井上 公蔵（練馬東）	小林 隆行（練馬西）	千原みゆき（江戸川北）	鳥山 博（江東西）	月岡 良輔（江東東）	向井 剛司（江東東）			
	並木 知紀（町 田）	渡辺 宏幸（武蔵府中）								
組 織	板谷 祥弘（麴 町）	須佐 正秀（日本橋）	伏見 基幸（本 郷）	宮島 護（本 郷）	渡邊 厚（浅 草）	飯田 賢一（品 川）	坂本 伸孝（荏 原）			
	佐藤 康昌（玉 川）	羽石 隆一（目 黒）	佐久間 淳（中 野）	塩田 佳子（豊 島）	尾島 貴（王 子）	浅香 敏明（西新井）	岩井 宏之（江戸川南）			
	徳田 清（江東西）	原 英男（八王子）	福井 紀之（町 田）	矢島 守（立 川）						
国 対	山吹 直幸（芝 区）	大井 敏生（四 谷）	高橋千亜紀（本 郷）	久川 秀則（荏 原）	田中 基博（大 森）	金子 信夫（北 沢）	栗原 秀之（目 黒）			
	鈴木 和子（中 野）	武田 眞吾（荒 川）	立田 彰（足 立）	伊藤 正廣（向 島）	諫山 敦（向 島）	島田 英行（日 野）	小林 綾子（東村山）			
	阿部 勉（武蔵野）	高橋 直之（武蔵府中）								
広 報	太田 英雄（京 橋）	近藤 洋史（麻 布）	有木 清二（上 野）	小倉 修（品 川）	阿部 博（大 森）	原 尚美（蒲 田）	川邊 洋二（北 沢）			
	市川 潤（渋谷）	木下 徹（杉 並）	増川 雄一（荻 窪）	藤本百合子（練馬東）	若宮 俊樹（荒 川）	本田 秀平（本 所）	沖本 広成（江戸川北）			
	嶋崎 雄幸（青 梅）	山部 雄三（八王子）								
後援会 対 策	武藤 晃宏（四 谷）	平沢 智（雪 谷）	長島 由明（蒲 田）	野口 薫（世田谷）	大田原 宏（新 宿）	久保木浩志（荻 窪）	萩野谷大輔（板 橋）			
	西尾 久子（豊 島）	桑原 俊彦（西新井）	本間 鉄也（葛 飾）	丸山 隆（江戸川南）	山崎 定利（青 梅）	内藤 純（日 野）	堀川 朋善（東村山）			
	五老 慶子（武蔵野）	宮下 稔浩（武蔵府中）								

(2018年3月12日現在)

【注】各委員会の委員長および副委員長の名簿は、本紙第209号の「選任役員一覧」に掲載している。

加入者1万人突破！個人で加入できる生命保障

税理士 団体保障

(新規加入70才まで)

日帰り手術や入院を保障、長期入院にも対応(通算1,095日)

医 療 保 障

(新規加入69才まで)

申込手続、
お忘れでは
ありませんか？

うつ病や認知症での就業不能にも対応。免責期間も4日

所 得 補 償

(新規加入69才まで)

税理士と配偶者、そしてそれぞれの親の介護の備えに。

団体介護保障

(新規加入、本人・配偶者70才まで親85才まで)

詳しくはダイレクトメール・HPをご覧ください。

詳細のお問合せ
お申込みは



にちぎょうさい
日本税理士共済会

〒141-0032 東京都品川区大崎1丁目11番8号 日本税理士会館5F

TEL 03-5740-0321
FAX 03-5740-0323
e-mail:jim@zeirishikyosai.com

http://www.zeirishikyosai.com

税理士共済会

検索

規約ひな形の改正討議

単位税政連会長・幹事長会議

本連盟は4月17日、単位税政連会長・幹事長会議を開催した。今回の会議では、かねてよりの懸案事項である単位税政連規約ひな形の改正について検討し、さらに本連盟の財政状況及び各委員会の報告を行った。

会議の冒頭、渡邊会長より、次のとおり挨拶があった。

すでに依頼している特別サポート募金については、多大なご協力に對し感謝の意を表したい。引き続き、各単位税政連のご協力を仰ぎたいと考えている。

本日の会議の中心となる議題は、単位税政連規約のひな形の改正であるが、その中でも第4条に規定されている単位税政連の会員

(以下、「会員」)に対する考え方について多くの意見があるものと思われる。改正案では、支部区域内に事務所を有する税理士を会員とすることが規定されている。これは、たゞえ税政連の会費を納めていない

も税政連を支持している税理士が多くいるものと思われること。さらに税理士法改正や税制改正による恩恵は、全ての税理士が受けることから、このような改正案を作成したものである。税理士法第1条に規定されている税理士の使命の実現は、本連盟の目的でもあり、全ての税理士が望んでいることでもある。

この改正案には様々な意見が寄せられているが、個人の思想信条を決定して優遇するものではなく、会員とならないことを明確に意思表示した税理士以外を会員としたいとの考えに基づいていること、そして今回の改正が本連盟及び単位税政連の活動の活性化に繋がることが望んでいるものであることを理解いただきたい。



あいつする渡邊会長



説明する一瀬委員長

て意見を述べられるのか
⑤単位税政連の会費が開業・社員・所属の登録区分別に金額を設定することになっているが、これにより単位税政連の財政悪化が予測される等があった。

これに対し一瀬委員長から、①本連盟は税理士会の建議の実現や税理士法改正のため政治活動を行い、広く国民のために活動しているものであり、思想信条を侵すものではない、②支部活動にも参加しない税理士を無くしたい意向を包含した改正であることを理解されたい、③組織の充実を図る上でも名簿は必要であり、目的外使用をしなければ個人情報上の問題は無い、④会費未納者でも大会で意見を述べることとは可能である、⑤単位税政連の判断で全員同額でもよいと考えるとの回答があった。

また、出席した単位税政連会長から、①会員となることを望まない意思を伝える文書(以下、「文書」)を提出した税理士が、その後、会員になることを望んだ場合の対応はどうなのか、②改正案の第4条第2項により、文書による意思表示で加入しなくてもよいことを知らしめるため、会員の減少に繋がるのではないか、③文書による意思確認を東京税政連で行うことは検討しているのか等の質問があった。

これに対し、渡邊会長及び吉川幹事長から、①たとえ文書を提出していても会員となることを望んだ場合は、会員となることが可能である、②政治資金規正法に抵触しないためにも、第4条第2項は不可欠である。本改正案は、明確に会員とならないことの意味を示さない税理士を会員としたいことが本意である、③本連盟で確認することは考えていないとの回答があった。

続いて、本連盟の財政状況について、鈴木財務委員長から配付資料に沿って説明があった。

最後に各委員会の委員長から、次の内容の委員会報告があった。

(1) 政策委員会
本連盟要望の一部実現について

○平成29年度東京税理士会からの受託事業について
○平成31年度税制改正アンケートについて

○消費税フロンテートの実施について
(2) 組織委員会
○平成29年度資格別登録者数
○平成29年度東税政加入受付者数
(3) 国対委員会
○平成29年度確定申告期における国会議員等の税務支援業務の視察について
○政策秘書制度に関する要望の陳情について
(4) 広報委員会
○機関紙211号について
○本連盟ホームページの改修について
(5) 後援会対策委員会
○税理士後援会の活動状況について
○総会開催及び本連盟への必要書類の提出のお願いについて

単位税政連規約ひな形の一部改正(案)【抜粋】

改正案	現行
(注) ()・・オプション	
(組織) 第4条 本連盟の組織は次のとおりとする。 1. 本連盟は次に掲げる税理士会を会員(以下、「会員」という。)として組織する。 (1) 東京税理士会○○支部の区域内に事務所を有する開業税理士 (2) 東京税理士会○○支部の区域内に事務所を有する税理士法人に執務する社員税理士 (3) 東京税理士会○○支部の区域内に事務所所在地のある税理士事務所及び税理士法人に所属する所属税理士 2. 前項の規定にかかわらず、本連盟の会員となることを望まない税理士会員については、その意思を尊重し、本連盟の会員とならないものとする。(この場合本連盟は、税理士会員に対しその意思を確認するため、一定の様式により届出をすることを求めることができる。) 3. 本連盟の地域内に住所を有する税理士、その他本連盟の目的及び事業に賛同する者は賛助会員(以下、「賛助会員」という。)となることができる。 (4. 本連盟は地域内に支部(及び部会)を設けることができる。)	(組織) 第5条 本連盟の組織は次のとおりとする。 1. 本連盟は東京税理士会○○支部の地域内に事務所を有する税理士のうち本連盟の目的及び事業に賛同する者を会員として組織する。 (新設) (新設) (新設) (新設) 2. 本連盟の地域内に住所を有する税理士、その他本連盟の目的及び事業に賛同する者は賛助会員となることができる。 3. 本連盟は地域内に支部(及び部会)を設けることができる。
<中略>	<中略>
(会費) 第25条 会費は次のとおりとし、会員及び賛助会員は事業年度開始後〇ヶ月以内にその全額を本連盟に納入するものとする。 1. 開業税理士・社員税理士の会費 年額〇〇〇〇円 2. 所属税理士の会費 年額〇〇〇〇円 3. 賛助会員の会費 年額〇〇〇〇円 2. 年度中途で入会する会員及び賛助会員は入会と同時に会費を本連盟に納入するものとする。 3. 事業年度中途において入会又は退会した者は、入会又は退会した日の属する事業年度分の会費については、第1項の規程にかかわらず、同項の会費の金額にその者が会員である月数(入会した月が1月に満たないときは切り捨て、退会した月が1月に満たないときは1月に切り上げる。)を乗じて12で除した金額を負担する。 4. 〇月末までに当該年度の会費納入者名簿を作成する。	(会費) 第26条 会費は次のとおりとし、会員及び賛助会員は事業年度開始後4月以内にその全額を本連盟に納入しなければならない。 1. 会員の会費 年額〇〇〇〇円 (新設) 2. 賛助会員の会費 年額〇〇〇〇円 (同左) (一部修正して第26条の1から移動) (新設)

本連盟の関本和幸顧問が、平成30年1月8日に逝去されました。享年87歳。関本顧問は、本連盟の会長、幹事長を歴任されました。謹んでご冥福をお祈りいたします。

小林陽二氏
本連盟の小林陽二相談役が平成30年2月11日に逝去されました。享年92歳。小林相談役は、本連盟の副会長を歴任されました。謹んでご冥福をお祈りいたします。

「特別サポート募金」へのご協力、ありがとうございます！

本年1月より、各単位税政連の皆様にご協力を賜っております「特別サポート募金」につきましては、4月現在、200万円を超える多大なご厚意が寄せられております。

6月末日まで期間を延長しておりますので、引き続き皆様のご協力を何卒よろしくお願いいたします。

平成29年度税務支援視察の実施一覧(実施日順)
(敬称略、順不同)

日付	曜日	視察者	党派	選挙区	会場
1月29日	月	小倉 将信	自民党	東京23区	町田市忠生市民センター
1月30日	火	下村 博文	自民党	東京11区	常盤台地域センター
2月1日	木	平沢 勝美	自民党	東京17区	金町地区センター、小岩 アネパンプラザ
2月2日	金	海江田万里	立憲民主党	東京1区	若松地域センター2F
		石原 宏高	自民党	東京3区	在原文化センター
		松島みどり	自民党	東京14区	墨田区みどりコミュニテ ィーセンター4F
2月2日	金	山花 郁夫	立憲民主党	東京22区・比	武蔵野公会堂
2月5日	月	辻 清人	自民党	東京2区	月島区民センター、台東 区役所
		高木 啓	自民党	東京・比	北とびあ 7F
2月6日	火	松本 文明	自民党	東京7区・比	中野区産業振興センター
2月7日	水	長島 昭久	希望の党	東京21区	くにたち市民総合体育館
		松原 仁	希望の党	東京3区・比	品川区きゅりあん
		山田 美樹	自民党	東京1区・比	新宿区榎町地域センター
2月8日	木	辻 清人	自民党	東京2区	台東区民館、文京区大原 地域活動センター
		石原 宏高	自民党	東京3区	品川区きゅりあん
		菅 直人	立憲民主党	東京18区	小金井市民交流センター (宮地楽器ホール)
2月9日	金	平 将明	自民党	東京4区	大田区入新井集会所
		石原 伸晃	自民党	東京8区	西荻地区民センター、 セシオン杉並
		松原 仁	希望の党	東京3区・比	大田区榎町集会所、在 原文化センター
2月13日	火	辻 清人	自民党	東京2区	高輪区民センター
		海江田万里	立憲民主党	東京1区	高輪区民センター
2月14日	水	青木 愛	自由党	参・全国比例区	北とびあ 7F
		山田 美樹	自民党	東京1区・比	パレスサイドビル1F通路
		太田 昭宏	公明党	東京12区	北とびあ 7F
		海江田万里	立憲民主党	東京1区	新宿区役所本庁舎B1F 11会議室
2月15日	木	平 将明	自民党	東京4区	大田区萩中集会所
		山田 美樹	自民党	東京1区・比	高輪区民センター、新宿 区役所本庁舎B1F11会議室
2月19日	月	白 眞勲	民進党	参・全国比例区	豊島区役所507・508号室
		井上 信治	自民党	東京25区	福生市役所、あきるの市 役所
2月21日	水	大西 英男	自民党	東京16区	タワール船堀
2月22日	木	海江田万里	立憲民主党	東京1区	麹町出張所、麹町区民館
2月23日	金	山田 美樹	自民党	東京1区・比	J R 神田駅構内
2月26日	月	鈴木 隼人	自民党	東京10区	豊島区役所507・508号室
3月5日	月	海江田万里	立憲民主党	東京1区	東京税理士会神田支部事 務局

税理士の役割をPR

国会議員が税務支援を視察

今年も所得税の確定申告期間中に税理士会の税務支援事業が実施され、本連盟でも推薦国会議員等の税務支援事業への理解を深めるために、視察に協力した(延べ22議員、32会場)。(写真＝日付順/広報委員会)



2月1日 平沢勝美議員



1月30日 下村博文議員



1月29日 小倉将信議員



2月5日 辻清人議員



2月2日 山花郁夫議員



2月2日 松島みどり議員



2月7日 長島昭久議員



2月6日 松本文明議員



2月5日 高木啓議員



2月9日 松原仁議員



2月8日 菅直人議員



2月8日 石原宏高議員



2月14日 青木愛議員



2月14日 太田昭宏議員



2月14日 山田美樹議員



2月14日 海江田万里議員



2月9日 石原伸晃議員



2月26日 鈴木隼人議員



2月21日 大西英男議員



2月19日 白眞勲議員



2月19日 井上信治議員



2月15日 平将明議員



日税グループは税理士界ひとすじ 45 年

税理士事務所サポート

何でもお気軽にご相談ください。

- ・税理士顧問料の集金代行
- ・税理士業務関連の研修会の運営
- ・関与先の事業に係わる集金代行
- ・関与先のコンサルティング支援

日税ビジネスサービス

フリーコール 0120-155-551



不動産の売買仲介

関与先の不動産案件をご紹介ください。

- ・相続・収益物件
- ・物件調査
- ・財産評価サポート
- ・不動産鑑定評価

日税不動産情報センター

TEL 03-3346-2220



生命保険

全税共集团料率で保険料が割安



引当保険会社/アフレッタ

共栄会保険代行

フリーコール 0120-922-752



生保・損保

全税共団体割引適用

- ・就業不能サポート
(団体所得補償保険)
- ・生涯収入プロテクション
(団体長期障害所得補償保険)

日税サービス

フリーコール 0120-312-112



信頼と実績の

日税グループ



日税グループ本社 東京都新宿区西新宿 1-6-1 新宿エルタワー 29F

病気やケガで仕事ができない、収入がない…そんな万ーのために

VIP大型総合保障制度

関与先の皆さまもご加入いただけます

就業不能サポート (団体所得補償保険)



特長

病気やケガで入院もしくは医師の指示にもとづく自宅療養により就業不能になった場合、収入が減少するしないにかかわらず保険金をお支払いします。

保険料は**団体割引30%**適用

無事故の場合は**保険料の20%**を返れい

※中途脱退の場合、返れい金はありません。

対象期間は「**1年**」もしくは安心の「**2年**」タイプ

医師による**診査は不要**(健康告知のみ)

※告知の内容によりご加入いただけない場合があります。

生涯収入プロテクション (団体長期障害所得補償保険)

特長

病気やケガで働けなくなったとき、収入を維持していくための保険です。

しかも、1～2年の短期補償ではなく最長70歳まで保険金をお支払いする長期補償です。

保険料は**団体割引30%**適用

最大**70歳**までの**長期補償**が可能

地震、噴火またはこれらによる津波によって被った**身体障害による就業障害**も補償

病気、ケガによる入院・医師の指示による**自宅療養・一部復職時も補償**

医師による**診査は不要**(健康告知のみ)

※告知の内容によりご加入いただけない場合や、特別な条件付きでご加入いただく場合があります。

新・団体医療保険 (医療保険基本特約・疾病保険特約・傷害保険特約・がん保険特約セット団体総合保険)

特長

病気やケガによる「入院」「手術」を補償します。

またニーズにあわせて「通院補償」や「先進医療」等のオプションも選択いただけます。

必要な備えを自由に選択でき、無駄のない補償をご準備いただけます。

保険料は**団体割引30%**適用

日帰り入院から

長期入院・繰り返し入院までしっかり対応

地震、噴火または

これらによる津波によって被った**ケガも補償**

医師による**診査は不要**(健康告知のみ)

基本補償(入院・手術)に「**通院補償**」の追加や、**4種類のオプション**をご選択いただけます。

「**先進医療等費用補償**」「**三大疾病診断補償**」「**がん補償上乗せパック**」

日常生活の法的トラブル(被害事故等)に備えて、**弁護士費用を補償する特約**をセットできます。

※告知の内容によりご加入いただけない場合や、特別な条件付きでご加入いただく場合があります。

東税協 集団扱自動車保険・火災保険



自動車保険

個人用自動車保険「THE クルマの保険」

火災保険

個人用火災総合保険「THE すまいの保険」

店舗総合保険

設備・什器等総合補償特約、事務用機器補償特約

引受保険会社

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

詳しい内容についてのお問い合わせ先(取扱代理店)

株式会社 日税サービス TEL03-5323-2111 FAX03-5323-2123

〒163-1529 東京都新宿区西新宿1-6-1 新宿エルタワー29階

※この広告は概要のご案内です。詳細は取扱代理店までお問い合わせください。
SJNK17-14608 (2018/04/10)

東京税理士協同組合

<http://www.tozeikyo.or.jp>

組合事務局

〒151-0051

東京都渋谷区千駄ヶ谷5-11-1

東京税理士協同組合会館

TEL 03(5363)2011(代)

FAX 03(5363)2008

直営売店

〒151-0051

東京都渋谷区千駄ヶ谷5-10-6

東京税理士会館1階

TEL 03(3354)6141(代)

FAX 03(3354)6446

平成
29年度

特別優待券、お早めにご利用ください!

有効期限が迫っています

平成30年6月29日(金)

特別優待券は、
直営売店での書籍購入に
ご利用いただけます。
(ホームページ/FAX注文・
出張販売等含む)

